

【情報提供資料】

国土交通省東北地方整備局 河川部



県管理河川「水防災意識社会再構築ビジョン」 減災対策協議会

(情 報 提 供)

- 水防災意識社会再構築ビジョンの都道府県管理河川への拡大の取組
- 東北地方における減災対策協議会の設置状況

水防災意識社会再構築ビジョンの都道府県管理河川への拡大の取組

平成28年8月 北海道・東北地方襲った一連の台風により甚大な被害が発生

- 課題
- 1 小本川水周知河川未指定、浸水想定区域図も未公表だった。
 - 2 小本川沿川地域で避難勧告が出ていなかった。
 - 3 避難行動に踏み切れなかった。
 - 4 小本川の河川整備が遅れていた。

(都道府県管理河川 当面の緊急的な対応)

- 都道府県等から市町村への緊急的な注意喚起 (H28.9.1)
- 全国都道府県等管理河川担当者会議の開催 (H28.9.26)
- 全国の要配慮者利用施設への説明会の開催 (平成29年出水期まで完了)
- ホットラインの構築 (平成29年出水期まで完了)
- 都道府県管理河川でも減災対策協議会の設置・開催 (平成29年出水期まで完了)

課題解決に向けて

各種取組を一体的に展開

(ガイドライン等の検討)

①河川情報ホットライン活用ガイドライン検討会
・中小河川におけるホットライン活用ガイドライン
(平成29年2月)

②地域の水害危険性の周知方策検討会
・地域の水害危険性の周知方策に関するガイドライン
(平成29年3月)

③避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインに関する検討会（内閣府）
・「避難勧告等に関するガイドライン」(平成29年1月)

④大雨・洪水警報や大雨特別警報の改善、及び危険度分布の提供（気象庁）
・「土壤雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数」を活用した大雨・洪水警報及び大雨特別警報の改善及び情報提供 (平成29年7月上旬)

(法制度)

①社会资本整備審議会
・中小河川における水防災意識社会の再構築のあり方について(答申) (平成29年2月)

②水防法の一部改正

1. 「逃げ遅れゼロ」実現のための多様な関係者の連携体制の構築
・大規模減災対策協議会の創設
・市町村長による水害リスク情報の周知制度の創設
・災害弱者の避難について地域全体での支援
2. 社会経済被害の最小化のための既存資源の最大活用
・国等の技術力を活用した中小河川の治水安全度の向上
・民間を活用した水防活動の円滑化
・浸水拡大を抑制する施設等の保全

(予算)

(平成29年度 新規予算)
■水防災意識社会 再構築ビジョンの取組の強化(防災安全交付金)

・「再構築ビジョンに基づきハード対策と一体となって実施するソフト対策を総合流域防災事業の事業計画に追加し、効果促進事業の交付対象とする。

(新規事業条件)
・減災対策協議会の設置
・再構築ビジョンの取組方針策定

(想定されるソフト対策)
・浸水想定区域図の作成
・水位計の設置
・洪水ハザードマップの作成
・水位計の設置 等

→ 都道府県管理河川の減災対策協議会で「水防災意識社会 再構築ビジョン」を策定し、取組を推進する。

水防災意識社会 再構築ビジョン(都道府県管理河川)

平成28年8月台風10号による被害を踏まえ、国管理河川に続き、都道府県管理河川においても「**水防災意識社会 再構築ビジョン**」として、減災のための目標を共有し、**ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進します。**

○「洪水氾濫を未然に防ぐハード対策」

- ・岩手県小本川での築堤や河道掘削等、河川整備を各河川で推進します。

○「住民目線のソフト対策」

- ・住民自らリスクを察知し、主体的に避難することができるよう、河川管理者、市町村、水防管理団体等からなる**減災対策協議会の設置**、**ホットラインの構築**、**要配慮者利用施設管理者を対象とした説明会の開催等**、各河川で推進します。

取組事例



平成28年8月台風10号による小本川被災状況(岩手県岩泉町)

【洪水氾濫を未然に防ぐハード対策】



【住民目線のソフト対策】



南会津方部水災害協議会（福島県）



要配慮者利用施設説明会（青森市会場）

「水防災意識社会 再構築ビジョン」都道府県等管理河川 減災対策協議会の設置状況

〈秋田県〉8協議会 (県単独)

- ・(仮称)鹿角地域県管理河川減災対策協議会
- ・(仮称)北秋田地域県管理河川減災対策協議会
- ・(仮称)山本地域県管理河川減災対策協議会
- ・(仮称)秋田地域県管理河川減災対策協議会
- ・(仮称)由利地域県管理河川減災対策協議会
- ・(仮称)仙北地域県管理河川減災対策協議会
- ・(仮称)平鹿地域県管理河川減災対策協議会
- ・(仮称)雄勝地域県管理河川減災対策協議会

〈山形県〉 5協議会 (うち 直轄へ追加 3協議会)

- ・最上川上流減災対策協議会(直轄追加)
- ・最上川中流減災対策協議会(直轄追加)
- ・最上川下流・赤川減災対策協議会(直轄追加)
- ・(仮称)荒川上流減災対策協議会
- ・(仮称)山形県二級河川減災対策協議会

〈福島県〉 8協議会 (県単独)

- ・県北部水災害対策協議会
- ・県中部水災害対策協議会
- ・県南部水災害対策協議会
- ・会津若松方部水災害対策協議会
- ・喜多方方部水災害対策協議会
- ・**南会津方部水災害対策協議会**
- ・相双方部水災害対策協議会
- ・いわき方部水災害対策協議会

〈東北全体〉 (H29.5.15 時点)

36協議会予定(うち4協議会設置)

直轄への追加 : 10協議会

県新規 : 26協議会

(凡例) 赤字: 協議会設置済、下線: 直轄追加

〈青森県〉 7協議会

(うち 直轄へ追加 3協議会)

- ・岩木川等大規模水害に備えた減災対策協議会(直轄追加)
- ・馬淵川大規模水害に備えた減災対策協議会(直轄追加)
- ・高瀬川大規模氾濫時の減災対策協議会(直轄追加)
- ・(仮称)青森圏域大規模氾濫時の減災対策協議会
- ・(仮称)むつ圏域大規模氾濫時の減災対策協議会
- ・(仮称)三八・上北圏域大規模氾濫時の減災対策協議会
- ・(仮称)西北圏域大規模氾濫時の減災対策協議会

〈岩手県〉 3協議会

(うち 直轄へ追加 1協議会)

- ・北上上流減災対策協議会(直轄追加)
- ・(仮称)三陸圏域減災対策協議会
- ・(仮称)馬淵川・米代川・新井田川圏域県管理河川協議会

〈宮城県〉 5協議会

(うち 直轄へ追加 3協議会)

- ・北上下流等 減災対策協議会(直轄追加)
- ・鳴瀬川等 減災対策協議会(直轄追加)
- ・名取川・阿武隈川下流等 減災対策協議会(直轄追加)
- ・大川水系外大規模氾濫時の減災対策協議会(仮称)
- ・七北田川水系外大規模氾濫時の減災対策協議会(仮称)

